【発行：栄経営労務管理事務所】

*従業員のみなさまへ、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！*

「iDeco（イデコ）」って何だろう？

！

　日本の公的年金は、日本に住んでいる２０歳以上６０歳未満のすべての人が加入する**「国民年金」**と、会社などに勤務している人が加入する**「厚生年金」の２階建て**になっています。

　そして、更に保険給付を厚くするための**３階部分として「私的年金」**があります**（第３の年金）**。

●第３の年金「iDeco（イデコ）」

３階

iDeco（イデコ）など

２階

厚生年金

国民年金

１階

　第３の年金としては、企業が任意で設立し社員が加入する企業年金のほかに、加入の申込・掛金の拠出・掛金の運用の全てをご自身で行い、**掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受け取ることができる『iDeco(イデコ)』**の制度があります。

　今回は**、**「厚生労働省」及びiDeCoの実施主体である「国民年金基金連合会」によって作成された**『iDeCoのパンフレット』**に記載されている内容を中心にご紹介します。

●「iDeco」って何だろう？

　iDeCoは、自分で決めた掛金額を積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けた資産形成を進めていける年金制度です。

**積み立てた年金資産は原則６０歳から受け取ることができます**（原則６０歳になるまで、資産を引き出すことはできません）。

　「元本確保型」の商品もありますが、**「投資信託型」の場合は『運用益』もあれば『元本を下回る可能性』もあります。**

●「iDeco」には、３つの『税制メリット』がある！

　通常、金融商品などを運用すると、掛金や運用益に税金がかかりますが、iDeCoは老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、税制優遇措置が講じられています。

※一定の条件があります。

～メリット①～

　掛金が全額所得控除！

　例えば、**掛金が毎月１万円で、所得税（２０％）・住民税（１０％）の税率の場合「年間３６，０００円」税が軽減**されます。

～メリット②～

　運用益も非課税で再投資！

　通常、金融商品を運用すると、運用益に課税されますが（源泉分離課税　２０.３１５％）、「iDeCo」なら非課税で再投資されます。

　受け取る時も大きな控除！

～メリット③～

　年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となります。

裏面で、さらに「iDeco」を掘り下げます！

●「iDeco」利用の流れを確認！

　自分で設定した掛金額を拠出して積み立てていきます。

　**掛金額は月５，０００円以上**。掛金額には限度額の定めがありますが※、ご自身の加入資格に沿った限度額の範囲内で設定できます。

①自分で拠出

※例えば、「会社に企業年金がない会社員」の場合、月の掛金限度額は『２３，０００円』

②自分で運用

　自分で選んだ運用商品で掛金を運用し、老後資金を準備します。

　ご自身のニーズに合わせて、運用する商品の配分や組み合わせ等を決めることができます。

受取額は運用成績によって変わります。リスクを十分考慮した上で配分を決定しましょう。

●元本確保商品

●投資信託

**・債券型⇒リスク・リターン『小』**

**・株式型⇒リスク・リターン『大』**

**・定期預金**

**・保険商品　など**

③年金受取

　受取額は、拠出した掛金の合計額や運用成績によります。

　「老齢給付金」として、一部の場合を除いて、原則６０歳に到達した場合に受給することができ、

**「一時金」または「有期年金（５年以上２０年以下）」として支給**されます。金融機関によっては、「年金」と「一時金」を組み合わせて受け取る方法を選べるところもあります。

　その他一定以上の障害状態になった場合や加入者等が死亡した場合は、「障害給付金」「死亡一時金」の給付があります。

●「iDeco」を取り扱う金融機関を選ぶためのポイント！

　銀行や証券会社など、さまざまな金融機関がiDeCoを取り扱っています。

しかし、**選ぶことができるのは１社のみ**。次のポイントに気をつけて、よく比較検討してみましょう。

～金融機関を選ぶ３つのポイント～

　**～ポイント①～運用商品**

　金融機関ごとに、運用商品ラインナップは異なります。ご自身で運用したい運用商品があるかどうか、それぞれのメリットを比較してみましょう。

　**～ポイント②～サービス**

　ホームページやコールセンター、書類のわかりやすさも大切です。掛金額や運用商品を選ぶ際に、説明や案内の方法が自分に合っているかどうかも確認しましょう。

　**～ポイント③～手数料**

　開設した口座にかかる毎月の管理手数料も、金融機関によって異なります。

サービス内容と併せて検討してみましょう。

**「iDeco（イデコ）」って何だろう？**　発行：栄経営労務管理事務所